

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

＜2025 年 4 月 1 日 現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口担当者

氏 名 佐々木 満（本館）
 櫻井 礼子（みのり館）
 電 話 0480-61-2228
 受付時間 10:00～18:00

2 みずほの里 短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）の概要

（1）提供できるサービスの種類

施 設 名 称	みずほの里 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
所 在 地	埼玉県加須市大字平永142
介護保険指定番号	1173800101

（2）施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		施設管理全般	1名
医 師		3名	診療、健康相談等	2名
生活相談員	2名		生活上の相談等	2名
管理栄養士	2名		栄養管理等	2名
機能訓練指導員	1名		リハビリテーション・機能回復訓練等	1名
介護支援専門員	2名		サービス計画/立案・管理等	2名
事務職員	4名			
看 護 介 護 職 員	看護師	2名	医療、健康管理業務等	2名
	准看護師	2名		2名
	介護福祉士	21名	日常介護業務等	23名
	介護職員	21名		27名

（3）施設の設備の概要

定 員		10名	静養室	2室
居 室	4人部屋	1室	医務室	2室
	2人部屋	1室	食 堂	2室
	1人部屋	4室	機能訓練室	1室
浴 室		一般浴槽と特別浴槽があります。	談話室	2室

3 サービスの内容

① 通常の送迎実地地域

原則加須市、羽生市、行田市、久喜市がサービス提供地域です。その他の地域の方はあらかじめご相談ください

② サービス提供時間

サービス提供時間は、24 時間 365 日です

③ サービス提供対象

要介護認定を受けられている方で、要支援 1～2、要介護 1～5 の方です。また、要介護認定を申請されている方です。

④ 利用中の面会時間

1. 原則午前 9 時～18 時までです。尚、予告なく面会時間の変更や利用者の症状によっては面会の制限を行う場合がありますので、ご了承ください。
2. 発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹、赤い眼のいずれかの症状のある方の面会はお断りしています。
3. 利用者の希望の有無の関わらず、電話での居室(利用場所)案内や入所の事実の有無に関してもお答えしていません。

⑤ 施設送迎

1. 原則、月～土曜日の午前 10 時頃～17 時まで施設送迎を実施します
2. 予め入退所時間の調整や乗降車の介助の有無、施設車両の態様など、利用前に確認する場合があります。
3. 利用者およびその家族の希望に沿って適切に実施しますが、天候や交通事情などにより予告なく送迎時間を変更する場合がありますので、ご了承ください。
4. 自宅以外の場所への送迎は自費(片道 1,840 円)となります。

⑥ 入退所時間

1. 原則、予め利用されている居室において入所される方と退所される方が同室重なった場合は退所される方の時間に合わせ入所することが出来ます。
2. 上記 1 のとおり、正当な理由なく退所される方の時間より早く入所することはできません。

⑦ 予約

1. 原則、担当の介護支援専門員へ予約を申し込みください。
2. 予約の受付は希望月の 1 か月前に行いますが、特養の空き室を利用しますので、随時上記 1 のとおり申し込みください。

⑧ 個別援助計画の作成

既に居宅サービス計画書が作成されている場合には、当該計画の内容に沿い作成します。その作成に当たり、利用者の心身状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえ、サービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための

具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成します。

⑨食 事

朝食 7:50～ 8:10

昼食 12:00～12:40

夕食 17:45～18:40

以上の他、湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂にておとりいただきます。

⑩入 浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、清拭となる場合があります。

⑪介 護

ご希望や状態に応じ、着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添 等

⑫生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑬口腔内吸引

誤飲・誤嚥をした場合、喀痰を自力で出すことができない場合などに、看護職員が口腔内吸引を行うことがあります。

⑭急変時の対応

体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先に連絡します。

⑮安全管理

防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑯所持品等の保管

特別な事情のある所持品についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。

⑰レクリエーション

当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行なわれます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明させていただきます。

⑱その他のサービス

ア 通院サービス：医療上必要な場合は、利用者を病院に受診・通院させるサービスを行います。ただし、利用者またはご家族等が受診・通院を希望する場合、送迎のみ当施設で対応します。送迎代は片道

1,840 円になります。送迎範囲は当施設から半径 5 km 圏内です。受診時の本人様への付添、診療代支払はご家族等の負担となります。

緊急時や必要と考えられる場合は当施設の判断で診療や入院治療を受けて頂く場合があります。

<協力医療機関>

病院名:医療法人 徳洲会 羽生総合病院
住所 :羽生市 大字下岩瀬 446 番地
連絡先:048-562-3000

病院名:医療法人 十善病院
住所 :加須市 愛宕 1-9-16
連絡先:0480-61-2595

病院名:社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院
住所 :加須市 上高柳 1680
連絡先:0480-70-6888

病院名:医療法人 萩原医院
住所 :羽生市 西 4-1-6
連絡先:048-561-0976

イ 理美容サービス:当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途
かかります。

ウ その他のサービス:介護保険の適用を受けられないサービス等については、その
都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。

4 利用料金

(1) 基本料金等

○基本料金 (30 日あたり)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担の方	27,485 円	29,858 円	32,335 円	34,708 円	37,048 円
2 割負担の方	54,970 円	59,716 円	64,670 円	69,416 円	74,095 円
3 割負担の方	82,455 円	89,574 円	97,005 円	104,124 円	111,143 円

◇上記表は下記の合計単位数に単位単価 10.33 円を乗じて算出しています。

■基本単位

要介護 1 [603 単位/日] 要介護 2 [672 単位/日] 要介護 3 [745 単位/日]

要介護 4 [815 単位/日] 要介護 5 [884 単位/日]

■夜勤職員配置加算Ⅰ [13 単位/日] ■サービス提供体制強化加算Ⅱ [18 単位/日]

■送迎加算 [184 単位/回]

■自宅以外への送迎の場合 [1,840 円/回]

■介護職員処遇改善加算 [合計単位×8.3%]

■介護職員等特定処遇改善加算 [合計単位×2.7%]

◇上記の他、該当した場合に下記の加算が付加されます。

■緊急短期入所受入加算 [90 単位/月] ■若年性認知症利用者受入加算[120 単位/日]

○居住費（居室形態で料金が異なります）

【従来型個室】

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
1 日あたり	380 円	480 円	880 円	880 円	1,231 円
30 日あたり	11,400 円	14,400 円	26,400 円	26,400 円	36,900 円

【従来型多床室】

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
1 日あたり	0 円	430 円	430 円	430 円	915 円
30 日あたり	0 円	12,900 円	12,900 円	12,900 円	27,450 円

○食 費

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
1 日あたり	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,445 円 (朝 303 円、昼 605 円、夕 537 円)
30 日あたり	9,000 円	18,000 円	30,000 円	39,000 円	43,350 円

(2) その他の料金

① 特別な食事 実費

② その他 上記の他に、おやつ代 120 円/1 日【 希望： 有 or 無 】

レクリエーション費用、買物サービスの費用などは自己負担になります。

テレビ視聴代 200 円/月（みのり館のみ。テレビ視聴希望者）

理美容代 2,100 円（カットのみ 1,300 円 顔そりのみ 1,000 円）

日用品費 ボックスティッシュ・石鹸・歯ブラシ 各 100 円、歯磨き粉 200 円
カイロ（10 個）210 円 等

(3) 基本料金の減免措置

生活相談員にお尋ねください。

(4) 支払方法

毎月 15 日頃までに前月分の請求をいたしますので、15 日以内にお支払いください。料金の支払いを受けたときは、翌月 15 日ころまでに領収書を発行します。お支払い方法は、17 日に登録ゆうちょ銀行口座から自動引き落としにてお支払いいただきます。

(5) 料金の変更等

介護保険法令の改正や当施設の職員配置の体制の変更等により、料金に変更される場合がありますので、ご了承ください。

* 料金についてご不明なことがございましたら遠慮なくお問い合わせください。

5 外泊時の取り扱いについて

当施設に入所中に利用者が外泊をした場合、

- (1) 外出・外泊をされる場合は、その前日 18 時までに予め申し出ください。
- (2) 容態急変時に当施設で対応しますが、それ以外の状況で直ちに救急要請を必要とせず、診療が必要と判断した場合は、その旨を家族へ連絡し対応をお願いすることがあります。

6 当施設のサービスの特徴等

別紙の資料をご覧ください。

7 緊急時の対処方法

利用者に容体の変化があった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

◎ 緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊 急 の 連 絡 先 ①	
氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	

緊 急 の 連 絡 先 ②	
氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	

8 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合、以下の点に留意して対応させていただきます。

(1) 速やかな連絡

事故が発生した場合、予め登録いただいている「緊急連絡先」へ速やかにご連絡します。また、重大な事故の場合、地方公共団体など関係機関にも連絡します。

(2) 事故の状況を報告

当施設の事故防止委員会が調査した結果に基づいて、ご家族等の皆様に事故の発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。

(3) 改善策の検討と実践

当施設の事故防止委員会が発生した事故の要因分析を職員の参画のもとで多角的に行い、具体的な再発防止を検討・実践していきます。そして検討した結果は、ご家族等の皆様に対して説明します。

(4) 誠意をもって対応

事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族等の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。

9 身体拘束について

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止としています。ただし、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の弊害以上に拘束をしないリスクの方が高い場合で、且つ、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合に限り、本人又は家族への説明同意を得て、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察・記録を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努めます

■緊急やむを得ない場合の例外三原則

入居者個々の心身の状況を勘案し疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることを基本方針とするが、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことも有り得る

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

10 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当施設は個人情報保護法に違反いたしません。
- (2) 当施設のサービス提供上必要となる個人情報については、ご契約者ならびご家族の同意のもと適切に使用いたします。
- (3) 個人情報の具体的な使用内容は別紙でご説明させていただきます。

11 虐待防止に関する事項

当施設では、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとします

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととします。

12 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくことが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連携してその債務の履行義務を負うことになります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただくことになります。
- (5) 身元引受人が死亡したり、破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

13 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆ 10:00～18:00 電話番号：0480-61-2228 担当：佐々木 満（本館） 櫻井 礼子（みのり館）

＊その他の苦情相談窓口

- ① 加須市役所 高齢介護課
電話 0480-62-1111
- ② 埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情専用窓口
電話 048-824-2568
- ③ 第三者委員
古峰 孝 0480-61-5145
松本正行 0480-61-5755
町田由男 0480-61-5377
長瀨英男 0480-61-3998

1 4 第三者評価の実施の有無

当施設では提供するサービスについて、第三者による評価は実施しておりません

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 〒340-0211
所在地 久喜市上内 1446-1
名 称 社会福祉法人さきたま会
代表者名 理事長 竹下 成子
説明者 みずほの里 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

職氏名 生活相談員 _____ 印

私は、利用契約書及び本書面により、事業者からみずほの里短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

2 0 年 月 日

利用者 氏 名 _____ 印

代理人 氏 名 _____ 印